

02

健康で明るくたがいに 助け合うあたたかいまち

すべての市民が生涯、健康でいきいきと充実した生活を送れるように、ライフステージに応じた健康意識を高め、健康寿命の延伸、早世の予防、親と子の健やかな暮らしの実現に努めます。また、戦争の悲惨さと平和の尊さを後世に正しく継承するとともに、高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように支援し、地域のつながり・支え合いを向上させることで、たがいが助け合い、誰もが自分らしく生きられるあたたかいまちを目指します。

1 貧困をなくそう



3 すべての人に健康と福祉を



4 質の高い教育をみんなに



5 ジェンダー平等を実現しよう



8 働きがいの経済成長も



10 人や国の不平等をなくそう



16 平和と公正をすべての人に



施策分野

2-1

健康づくりの推進



【関連する SDGs】

3 すべての人に
健康と福祉を



【目指す姿】

- 青壮年期の市民（働き盛り世代）が、定期的な各種健康診査・がん検診の受診で健康状態の把握に努め、自分自身の生活習慣の改善とあわせて、家族やまわりの方の健康づくりにも取り組む地域社会を目指します
- 高齢期の市民が、日頃から生きがいと役割を見つけ、いきいきと自立した高齢期を過ごすための健康づくり、介護予防に取り組む地域社会を目指します
- 国民健康保険制度の健全化を進めるとともに、後期高齢者医療制度の安定運営を図ります

【現状と課題】

沖縄県においては、平成 27（2015）年の平均寿命が男性 80.27 年、女性 87.44 年となっており、全国に比べて平均寿命の伸びが鈍く、男女ともに全国順位が下がっています。特に 65 歳未満の死亡者の割合が全国平均よりも高くなっており、早世（65 歳未満の死亡）が課題とされています。

本市においても沖縄県と同様の傾向にあり、この背景として、65 歳未満死亡者の死因における生活習慣病の占める割合が 7 割を占めていることや、成人肥満者の割合が全国よりも高いこと、また各種健康診査・がん検診の受診率の低さが指摘されています。全世代における肥満の重症化を原因として平均寿命の低下や医療費・介護費の増加につながっており、健康的な生活習慣の維持・増進が強く求められています。

国民健康保険制度については、平成 30（2018）年度から国保財政の主体が沖縄県に移り、令和 6（2024）年度に国保税水準の統一を予定しているほか、各市町村の事務の標準化について協議を進めています。そのような中で本市は国民健康保険料（税）収納率が平成 25（2013）年度以降県内 11 市で最も高い収納率となっているものの、医療の高度化による増嵩や急速な高齢化等によって医療費の増加が続いており、引き続き国保財政の安定化が求められています。また、後期高齢者医療制度においても、制度の円滑かつ安定的な運営に向けた収納率の向上が求められています。

【今後の取組方針】

1. 健康意識の向上

健康づくりを推進するためには、市民一人一人が日頃から「健康」を意識することが重要となります。自治会や商工会など関係機関・団体との連携や、協会けんぽなど他保険者との情報共有も図り、生活習慣病をはじめとする疾病予防のための健康管理や健康増進、運動、食事、喫煙や飲酒など、健康づくりに関する様々な情報を発信し、市民の健康意識の向上に努めます。

また、市民へ自主的な運動習慣を促すため、健康づくり事業の更なる充実を図るとともに、部署間を横断した取り組みも実施し、運動しやすいまちづくりを目指した環境整備に努めます。

各種健康診査受診の必要性について引き続き意識啓発を行い、受診率向上に努めます。また、健康診査の結果をふまえた保健指導についても、常に指導内容・方法を見直し、一人一人の状況に応じた保健指導の充実にも努めます。

特に、特定健康診査については、引き続き、国民健康保険における生活習慣病と医療費との関連や受診の必要性について未受診者への個別通知等により周知を行うとともに、土曜・日曜や夜間の集団健診を継続して実施します。加えて、受診者へのインセンティブ付与等についても検討を行うなど受診環境の整備を図り、受診率向上に努めます。

2. 国民健康保険制度の安定的な運営

国民健康保険制度については、制度の継続のための財政の健全化、保険料の標準的な算定方式を含め、広域化に向けての各種取り組みの状況を踏まえながら市として適切に対応します。

また、令和3（2021）年度から実施する高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を推進し、高齢期の生活習慣病の重症化予防や介護予防等を図り、健康寿命の延伸及び医療費や介護費の適正化に努めます。

section
01section
02健康で明るくたがし「
助け合うあなたがいまsection
03section
04section
05

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

No	指標名	単位	現状値（R1）	目標値（R7）
1	特定健康診査の受診率（40～74歳の国保被保険者）	%	35.4	60
2	特定保健指導の実施率（40～74歳の国保被保険者）	%	57.2 (5年平均)	60
3	朝食を週に5日以上食べる市民の割合 (市民意識調査)	%	58	75
4	国民健康保険料（税）収納率	%	96.0	96.24

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 国が示す目標値でもあり、第三期特定健康診査実施計画でも目標としている60%を目指します。
2. 毎年度変動する値であり過去5年平均では57.2%に留まっていることから、国が示す目標値でもあり、第三期特定健康診査実施計画でも目標としている60%以上を目指します。
3. 特定健診受診者における本市実績70%を超える75%（市民意識調査）を目指します。
4. 新型コロナウイルス感染症の影響を見込みながらも、その後はここ数年の増加率同様に向上させるとともに、令和6年以降の県内税率統一の影響も加味し、96.24%を目指します。

【市民や地域で心がけること】

- ・ 自他の健康に気遣い、健康の保持増進に努めましょう。



【関連する計画等】

- ・ 健康とみぐすく 21（第二次・改定 後期計画）
- ・ 第二期保健事業実施計画（データヘルス計画）
- ・ 第三期特定健康診査実施計画
- ・ 食育とよみ推進計画（後期計画）

施策分野

2-2

地域福祉のまちづくり



【関連する SDGs】

1 貧困をなくそう



4 質の高い教育をみんなに



10 人や国の不平等をなくそう



16 平和と公正をすべての人に



【目指す姿】

- 一人一人が尊重し合い、「自助」「共助」「公助」が相互に連携し、地域がつながり支え合う地域福祉のまちを目指します

【現状と課題】

全国的に、住民のライフスタイルや地域活動への価値観の変化に伴い、地域の中で孤立化し、困りごとがあっても誰にも相談できない方や多くの問題を抱える世帯等があるとされており、行政だけでは全ての問題に対処できない状況となってきています。

本市においても、市民意識調査によれば、「困っている時に相談できる自治会や公的相談所、民生委員・児童委員等を知っている」市民の割合が27%となっており、知らないと答えた割合が72%となっています。また、地域福祉を担う人材の高齢化が進む中、民生委員・児童委員が必要数89名に対し70名（令和2（2020）年12月1日現在）に留まるなど、担い手不足が課題となっています。このような中でも個人や企業単位で地域福祉活動が行われるようにもなってきており、今後どのように行政・企業・個人が相互に連携し補完し合えるかが課題であります。

生活保護に関しては、年々、被保護者数は増加しており、中でも高齢者世帯が増加し、全体の6割（令和2（2020）年12月現在）を占めています。生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度は国が定めた必須のセーフティーネット制度であり、さらなる制度の周知と引き続き適切な運用の推進を図れるかが課題であります。

section

01

section

02

健康で明るくたがし「助け合うあたたかいまち

section

03

section

04

section

05

【今後の取組方針】

1. 地域福祉のまちづくり

地域のつながり・支え合いを向上させるため、「自助」「共助」「公助」が相互に連携し、補完し合うように地域福祉計画に基づき各種施策を推進します。

地域福祉を担う人材が高齢化及び不足していることから、社会福祉協議会や自治会等の関係団体と連携しながら人材の発掘・育成を図ります。

地域見守り隊協定締結に向けては、社会福祉協議会と連携しながら地域の事業者への呼びかけを推進します。

災害時に支援が必要な要支援者リストの作成を進め、今後個別支援計画を作成します。

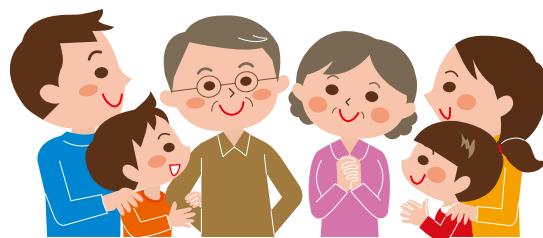
2. 生活保護、生活困窮者自立支援

生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度に関する市民への周知に努め、制度を適切に運用していきます。

生活保護受給世帯の6割を占める高齢者世帯に対しては、高齢者支援協会・社会福祉協議会等と連携し、成年後見人や日常生活自立支援事業等へつなぐことで地域において自立した生活が送れるよう支援に努めます。

被保護者の健康管理支援については、生活習慣病等の発症予防や重症化予防等の推進に取り組むとともに被保護者が就労可能な状態を維持できるよう支援し、社会参加及び安定した収入による生活の維持につながるよう支援に努めます。

生活困窮者自立支援については、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題の相談に応じ、どのような支援が必要なのかを検討し、具体的な支援プランを作成し、生活困窮者が自立できるように支援します。また、生活の土台となる住居確保に向けた支援並びに、ハローワーク等との連携をとり、就労支援も行っています。



【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

No	指標名	単位	現状値（R1）	目標値（R7）
1	困っている時に、相談できる自治会や公的相談所、民生委員等を知っている市民の割合（市民意識調査）	%	27.0	30
2	地域見守り隊協定締結数	団体	6	8
3	生活困窮者自立支援制度利用により就労・増収した割合	%	65	70

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 沖縄県の県民意識調査では平成24年・27年・30年と24.0～25.3%となっており、地区別では平成30年度で那覇市18.9%、南部30.2%となっていることから、本市としては南部地域の水準である30%を目指します。
2. 本市においては豊崎地区等をはじめ新企業の出店が増加傾向にあり、締結数の増加が見込めるため、2団体増を目指します。
3. ここ数年の対象者が10～30人程度と比率に増減がありますが、ここ数年の平均値である70%の維持を目指します。

【市民や地域で心がけること】

- ・悩みごとや困りごとを抱え込まないようにしましょう。
- ・孤立させない環境づくりに努めましょう。



【関連する計画等】

- ・豊見城市地域福祉計画

section
01section
02健康で明るくたがいに
助け合おうあなたがいまsection
03section
04section
05

施策分野

2-3

男女共同参画社会の形成



【関連する SDGs】

4 質の高い教育を
みんなに



5 ジェンダー平等を
実現しよう



8 働きがいも
経済成長も



10 人や国の不平等
をなくそう



16 平和と公正を
すべての人に



【目指す姿】

●性別や固定的な性別役割分担意識にとらわれず、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指します

【現状と課題】

我が国においては平成 11（1999）年の「男女共同参画基本法」の制定に始まり、平成 27（2015）年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の制定などの取り組みを進めて、本市においては、平成 16（2004）年 3 月の男女共同参画プランを策定して以降、平成 23（2011）年 3 月には第 2 次プラン、平成 31（2019）年 2 月に第 3 次プランを策定し、取り組みを進めてきました。また、平成 24（2012）年 12 月に「豊見城市男女共同参画推進条例」を制定するとともに、平成 26（2014）年 2 月には「豊見城市男女共同参画都市宣言」を行っています。

本市を含めて沖縄県内では、男女共同参画に対する住民の理解は深まりつつありますが、いまだ政策・方針決定過程への女性の参画が進んでいないことや配偶者等からの暴力の問題、非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性の増加などの課題が存在しています。また、配偶者からの暴力・離婚問題に関する本市における女性相談の相談件数は令和元（2019）年度で 100 件を超えているほか、市民意識調査によれば「男女の不平等を特に感じない」とする割合が男性約 50%に対し、女性約 25%と差が大きくなっています。

男女共同参画社会の形成のためには、人としての尊厳が守られ、すべての人の人権が等しく尊重される社会形成が重要であり、固定的な性別役割の分担意識にとらわれず、誰もが互いの人権を尊重する環境づくりと、DV・貧困等の社会課題に対する取り組み、LGBT を含む性の多様性に関する理解の促進など、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる取組が一層求められています。

【今後の取組方針】

1. 施策の推進

男女共同参画プランに基づき、男女共同参画に関する施策を総合的・体系的に推進します。

2. 関連団体との連携

行政、教育関係者、事業者等と連携し、男女共同参画社会の形成への取り組みを推進します。

3. 人権を尊重する環境づくり

那覇地方法務局や教育及び福祉関係機関と連携して、家庭、学校、職場、地域社会など、あらゆる場と機会を通して、人権意識の普及・啓発に努めるとともに、人権や多様な性を尊重し、ワークライフバランスやあらゆる分野の女性の活躍の推進、暴力のない社会づくりなど、男女共同参画の視点に立った意識啓発を図ります。

4. 相談体制の充実

研修等を通じた相談員の資質向上を図りながら、DV被害者からの相談に対しては警察署等と連携し、被害者の精神的負担に配慮した相談対応に努めます。

5. 多様性を尊重する社会

性の多様性の理解増進を図り、パートナーシップ制度の検討等当事者の方の様々な課題解決に向けて積極的に取り組みます。

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

No	指標名	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)
1	男女の不平等感を感じる女性の割合 (市民意識調査)	%	73.8	65
2	審議会への女性登用率	%	25.2	40
3	市役所管理職（課長級以上）の女性登用率	%	9.6(R2)	14.6

〈目標値設定の理由、考え方〉

- 社会的な意識変化の動向に加えて、更に下げていくこととして現状の約1割の低下を目指します。
- 国の第5次男女共同参画基本計画における「市町村の審議会等委員 令和7年度40%以上」の目標値と同等を目指します。
- 過去5年平均伸び率（0.5%）を超える登用率年1%増を目指します。

section
01section
02健康で明るくたがいに
助け合うあなたがいまsection
03section
04section
05

【市民や地域で心がけること】

- ・誰もが安心して活躍できるよう、お互いを認め合いましょう。



【関連する計画等】

- ・第3次豊見城市男女共同参画プラン

施策分野

2-4

平和行政の推進



【関連する SDGs】

4 質の高い教育を
みんなに



【目指す姿】

- 戦争の記憶を後世に伝え、市民一人一人が戦争の悲惨さと平和の尊さを考える地域社会を目指します

【現状と課題】

沖縄県は第2次世界大戦において住民を巻き込んだ地上戦の場となり、多くの尊い人命とかけがえのない文化遺産を失った経験を持ちますが、戦後75年が経過する中で戦争体験者の高齢化に伴い、戦争記憶の継承や平和学習のあり方が課題とされています。

本市においては、平成元（1989）年に非核平和都市宣言及び核兵器廃絶・平和宣言を行い平和のメッセージを発信するとともに、「旧海軍司令部壕」や「第24師団第2野戦病院壕」等の市内に所在する戦跡のガイドブックを作成し、戦争体験者の証言を映像に記録する取り組みを進め、展示会や平和交流等も行いながら、普及啓発に努めてきました。

今後は、引き続き平和に関する教育及び普及啓発が求められるとともに、市内に存在する戦跡の多くが私有地でもあることを踏まえながら、その活用を図ることが求められています。

section
01section
02健康で明るくたがし「
助け合うあたたかいまちsection
03section
04section
05

【今後の取組方針】

1. 平和行政の展開

平和行政の啓発に向けて、戦跡資料の風化劣化への対応として資料や証言のデジタル保存や公開に努めるとともに、ICT（情報通信技術）の利活用による情報発信を計画的に推進し、家庭でも戦争について考える機会となるよう努めます。また、引き続き広報紙「広報とみぐすく」への平和啓発記事を掲載するとともに、戦前、戦中、戦後の混乱期について語る方々の体験談を後世に伝えていくための取り組みに努めます。

教育機関での平和教育・学習と平和行政の啓発との連携を深めるとともに、今後の平和交流の在り方について検討します。

2. 戦跡の活用

「旧海軍司令部壕」など公開されている戦跡を活用し、市民及び観光客への「平和」に関する啓発を図ります。

また、「第24師団第2野戦病院壕」については、「豊見城城址跡地利用基本計画」の中で整備・活用を行います。

その他、市内に点在する戦争遺構等に関しては現況調査を踏まえたうえ、普及啓発に努め、活用のあり方についても検討します。

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

No	指標名	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)
1	平和行政に関わる住民数（イベント参加者数等）	人	3,789	3,789
2	6月23日の慰霊の日認知率（40代以下の市民） （市民意識調査）	%	95.7	95.7

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 過去5年平均と同等の値である令和元年度実績を今後も維持することを目指します。
2. 県外からの転入住民による比率の低下を抑えながら、令和元年度の実績値を今後も保ち続けることを目指します。

【市民や地域で心がけること】

- 地域の人々が体験した戦争を聞き・学び、将来の世代に伝えましょう。



施策分野

2-5

高齢者福祉の充実



【関連する SDGs】

10 人や国の不平等をなくそう



【目指す姿】

- 高齢者一人一人が地域のなかで役割と生きがいを持ってこころ豊かに生活することを市民、行政、事業者等が支え合える地域社会を目指します

【現状と課題】

全国的には令和元（2019）年度の高齢化率が 28.4%となっており、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年には 30%、団塊ジュニアの世代が高齢者となる令和 22（2040）年には 35.3%で高齢者数が約 4,000 万人に達すると推定されています。これに伴うひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症のある高齢者の増加が予測される中、誰もが住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことが出来るよう医療・介護・介護予防・住まいなどそれぞれの支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの推進が求められています。

本市においては令和元（2019）年度の高齢化率が 18.7%と全国でも低い自治体となっていますが、5 年毎に 1,000 ～ 2,000 人程度の増加が見込まれており、令和 37（2055）年には約 21,000 人と平成 27（2015）年対比で 205%とピークを迎えることが予測されており、本市においても全国同様に、自立生活を支え合う地域づくり、豊かな生活に向けた生きがいづくり、健康づくりと介護予防等の推進の取り組みが求められています。

section
01section
02健康で明るくたがいに
助け合うあたためたいまちsection
03section
04section
05

【今後の取組方針】

1. 地域づくりの推進（地域包括ケアシステムの推進）

地域包括支援センター業務委託後の安定的運営に向けた指導・助言を行い、市全域の協議体を中心に市内の生活支援に関する課題を抽出しながら、地域に根差した支援が行えるよう取り組みます。

また、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会を実現できるよう、小・中・高校の授業などでも認知症サポーターを養成していけるよう取り組みます。

保険者である、沖縄県介護保険広域連合の地域支援推進員を活用しながら、高齢者がいきいきと地域で住んでいただくために、歩いて通える住民運営の通いの場の創出に取り組みます。

2. 生きがいづくりの推進

高齢者等が自宅への「閉じこもり」や「孤立化」などが起きないように地域社会の中で役割を持っていきいきと生活し、一定の収入を得ながら自らの生きがいや健康づくりにもつながる活動の支援・仕組みを検討します。

引き続き「元気な高齢者」の雇用を促進するために設置されたシルバー人材センターへの事業委託により雇用の場を確保していくとともに、地域づくりにもつなげます。

また、地域において気軽に参加できるミニデイサービスや公共施設で開催されている生涯学習、文化活動やスポーツレクリエーション活動など生きがいづくりに寄与する活動について、周知を図ります。

3. 健康づくりと介護予防の推進

10年後を見据え介護認定を受けない元気な（がんじゅう）高齢者を増やすために一般介護予防事業において、介護予防に取り組むきっかけづくりを行います。

また、すべての高齢者が在宅で楽しく長期継続できる体操等の取組を検討するとともに、民間事業者とも連携しながら介護予防に向けた情報発信を行います。

4. 高齢者の移動支援

生活支援体制整備事業における協議体にて議論を進めながら課題整理を行い、社会福祉協議会などの関係団体との連携を図ります。

5. 持続可能なサービスの提供

今後の高齢化社会において、介護保険サービスへの需要の高まりが見込まれることから、持続可能な介護保険サービスの運用に向け、調査研究を行います。

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

No.	指標名	単位	現状値 (R1)	目標値 (R7)
1	地域包括支援センター等の延べ相談者数	人	394	461
2	介護認定を受けていない高齢者の割合	%	83.25	83.73
3	介護予防事業の参加者数	人	1,237	1,500

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 65歳以上人口（2015国調参考 2020-2025）の伸び率より毎年度 2.6%増を目指します。
2. 過去5年の平均伸び率が今後も続くことを目指します。
3. 過去5年の平均伸び率（年3%）を上回る水準で増加させることを目指します。（＝第8期豊見城市高齢者保健福祉計画目標値）

【市民や地域で心がけること】

- 高齢者の生きがいづくりを支援し、見守り支え合いましょう。



【関連する計画等】

- ・ 第8期豊見城市高齢者保健福祉計画

section
01section
02健康で明るくたがいに
助け合おうあなたたがいまちsection
03section
04section
05

施策分野

2-6

障害者福祉の充実



【関連する SDGs】

4 質の高い教育を
みんなに



8 働きがいも
経済成長も



10 人や国の不平等
をなくそう



【目指す姿】

- 人権を尊重し市民が共に暮らす福祉のまちづくりを推進します
- 障害者（児）が安心して暮らせるまちづくりを推進します
- 障害者（児）が生き生きと活動するまちづくりを推進します

【現状と課題】

障害者施策に関しては、これまでの施設中心のサービス提供から、障害のある人が住み慣れた環境で生きがいを持ち自立した生活を送ることができるよう、地域生活を中心とした支援への移行が進んできています。

本市における障害者数は、知的・精神を中心に増加しているほか、手帳所持者についても障害者手帳取得に対する理解が進んできていること及び生活習慣病由来（糖尿病、心疾患等）の手帳取得により増加してきています。また、人口増に伴う形で障害児についても対象者は増加しています。

このような中で、障害者等が自ら望む地域生活を営むことができるよう身近な支援体制や基盤整備が求められるとともに、社会参加の促進や自立に向けた支援が求められています。また、障害児については、医療的ケア児の退院後の支援に向けた仕組みづくりや、児童発達支援センターの設置等が求められています。

【今後の取組方針】

1. 地域における生活支援の充実と社会参加の支援

さまざまな障害福祉サービスを組み合わせて利用することで、自宅で家族と共に暮らしながら必要な支援を受けられるようサービス利用計画の見直し・工夫を行います。

社会参加に向けては、市役所等で実施するエイブルアートにより市民との交流を図るとともに、障害者が積極的に参加できるスポーツ・レクリエーション活動等を引き続き支援します。

2. 地域生活支援拠点の整備

「親なき後」を見据え、保護者が常時安心して障害児（者）を託すことができる場所（＝地域生活支援拠点）づくりに向け、緊急時の相談・受入れ（短期入所）・体験利用の場を提供する事業所の確保に努めます。

3. 一般就労の促進

就労系サービス利用の周知を図るほか、現に就労系サービスを利用している障害者に対しても一般就労を視野に入れたサービス利用計画の見直し等を促すなど、障害者の自立に向けた支援を行います。

4. 障害児支援の仕組みづくり

医療的ケア児の支援体制の構築を行うとともに、児童発達支援センター設置に向けて取り組みます。

【目標指標】（取組方針を推進し、目標達成を目指します。）

No.	指標名	単位	現状（R1）	目標値（R7）
1	障害福祉在宅サービスの受給者数	人	336	460
2	就労系サービスの利用者数（月平均）	人	253	329

〈目標値設定の理由、考え方〉

1. 過去4年の平均伸び率（年約5%）で今後も増加させることを目指します。
2. 過去4年の平均伸び率（年約5%）で今後も増加させることを目指します。

【市民や地域で心がけること】

- ・障害者（児）に対する理解や知識を深め、見守り支え合いましょう。



【関連する計画等】

- ・豊見城市障害者計画〈第6期障害者福祉計画及び第2期障害児福祉計画〉

